

【女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異に関する情報公表】

○男女の賃金の差異

全労働者66.3% 正規労働者68.1% 非正規労働者89.6%

※対象期間:令和6年度(2024年4月1日から2025年3月31日)

【女性活躍推進法に基づく男女の平均勤続年数の差異】

○男女の平均勤続年数の差異

全労働者11年7ヶ月 男性11年7ヶ月 女性11年5カ月

※対象期間:令和6年度(2024年4月1日から2025年3月31日)

- ・賃金:基本給、時間外、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く
- ・正規労働者:社員、地域限定社員、嘱託、無期契約社員を含む
取締役・執行役員は除く
- ・非正規労働者:有期契約社員、パートタイムを含む派遣社員を除く

公表日:2025年4月16日